

審議会对応委員会規程

第1条 目的と役割

審議会对応委員会（以下「当委員会」）は、国際ロータリー（以下「R I」）の規定審議会および決議審議会に関する手続きを円滑に行うことを目的とし、地区またはクラブからの立法案または決議案の提出を支援するほか、R I 細則に基づく役割を担う。

また、決定事項等をクラブに速やかに報告するとともに、爾後の対応について、地区ロータリー情報委員会と連携して、各クラブに対し指導および支援を行う。

第2条 委員会の構成

当委員会は、審議会代表議員（以下「代表議員」）、審議会補欠議員（以下「補欠議員」）および地区ロータリー情報委員会の委員長の3名で構成する。

第4条 委員の資格と選任

- 1 審議会代表議員は、当該年度のガバナーが、ガバナー経験者の中からR I 細則が定める所定の手続きに基づき選任及び改選する。なお、特段の事情がある場合は、ガバナーとして全期間を務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選任することができる。
- 2 任期は、選任された日の翌年の7月1日から3年間とする。
- 3 補欠議員は、代表議員と同様の手続きで選任し、原則として代表議員の任期満了に伴う次年度からの代表議員の候補者となる。

第5条 委員会の責務

- 1 当委員会は規定審議会に関して次の業務を行う。
 - (1) 地区またはクラブに対し、立法案の提出に必要な手続き等に関して指導および支援を行う。
 - (2) 国際ロータリーから立法案が公表され次第、速やかにその内容等をクラブに伝達する。
 - (3) 国内またはR I の研修会等に参加または出席しその内容をクラブに報告する。
 - (4) 代表議員は規定審議会の会議に出席し投票を行う。
 - (5) 規定審議会決定報告書がR I から公表され次第、速やかにその内容をクラブに報告する。
 - (6) 採択された立法案に対する反対表明の手续や、必要となるクラブ定款改正手

続き等の説明を各クラブに行う。

- 2 当委員会は決議審議会に関して次の業務を行う。
 - (1) 地区またはクラブに対し、決議案の提出に必要な手続き等に関して指導および支援を行う。
 - (2) 決議案の内容が国際ロータリーから公表され次第、速やかにその内容等をクラブに伝達する。
 - (3) 国内またはR I の研修会等に出席または参加し、その内容をクラブに報告する。
 - (4) 代表議員は、決議審議会の決議案に対し電子的手段によって投票を行う。
 - (5) 決議審議会の結果がR I から公表され次第、速やかにその内容をクラブに報告する。

第6条 改定

本規程の改定は、地区戦略計画委員会と当委員会の協議の上、適用される年度のガバナーの承認により発効する。

(附則)

審議会立法案検討役員は本規程発効とともにその業務を終了し、業務を本委員会に引き継ぐ。

本規程は2023年2月3日に発効し、同年7月1日から適用される。